国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

令和６年10月１日

告示第97号

（趣旨）

第１条　国見町は、ふくしま創生総合戦略及び国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、福島県外の大学等を卒業・修了した学生の国見町内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行うもののほか国見町が独自で行う地方就職学生支援事業において、福島県外の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学及び同法第126条第２項に規定する専門学校をいう。以下同じ。）を卒業・修了して、国見町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領及び国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第２号）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　地方就職支援金は、就職活動等に係る経費（以下、｢交通費｣という。）及び移住に係る経費（以下、｢移転費｣という。）に対して交付する。

(1)　交通費に対する就職支援金（以下、｢地方就職支援金（交通費）という。）の金額は次のとおりとし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。ただし、就職先企業から交通費の支給を受けている場合は、別表に掲げる基準額を上限とし、往復交通費に要した経費（以下「実費」という。）と就職先企業から支給を受けた交通費の差額の２分の１の範囲内で支給するものとする。

(ア)　別表に掲げる基準額とする。ただし、実費が基準額を下回った場合は、実費支給とする。

(イ)　福島県外での採用選考の場合（合理的な場所に限る。）は、基準額を上限とし、実費の２分の１の範囲内での支給とする。

(2)　移転費に対する地方就職支援金（以下、｢地方就職支援金（移転費）｣という。）の金額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、別表に掲げる基準額を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。ただし、1,000円未満の端数が出た場合はこれを切り捨て、就職先企業から移転費の支給を受けている場合は地方就職支援金（移転費）の対象とならない。

（交付回数）

第３条　地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）について、それぞれ一人１回を限度とする。

（対象者要件）

第４条　申請時において、次に掲げる要件を満たす申請者を対象とする。

(1)　移住等に関する要件

次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　大学等の卒業・修了年度において、福島県外のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(ii)　大学等の卒業・修了年度において、福島県外に継続して在住している。

(イ)　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　国見町に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(ii)　地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。

(iii)　国見町に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後に（ⅰ）の内定企業に就職し、国見町に移住する意思を有している。

(ウ)　その他要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ii)　日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(iii)　その他福島県又は国見町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2)　就業に関する要件

次に掲げる要件を満たすこと。

(ア)　就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　勤務地が福島県内に所在する企業等に、前号（ア）（ⅰ）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから１年以内に就職していること。

(ii)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(iii)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(iv)　地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ)　就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(i)　週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に移住支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(ii)　前記（ア）(i)の地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第５条　地方就職支援金の申請者は、補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第１号様式）、誓約書（第２号様式）、個人情報の取扱い同意書（第３号様式）、就職先企業による証明書（第４号様式）（在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、内定証明書（第５号様式））、移転費及び交通費の領収書等並びに本人確認書類に加え、前条の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（第６号様式）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第７条　交付決定を行った申請者に対しては、交付決定を行った日から１か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　申請者が補助金の交付決定を受けた後に、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、補助金交付決定通知書再交付願（第７号様式。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第９条　町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（再交付）（第８号様式）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条　福島県及び国見町は、国見町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、国見町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条　町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び国見町が認めた場合はこの限りではない。

(1)　全額の返還

(ア)　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(イ)　（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(ウ)　（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から１年以内に国見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）

(エ)　就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

(オ)　転入日から３年未満に国見町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第４条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合

(2)　半額の返還

転入日から３年以上５年以内に国見町から転出した場合

ただし、住民票を移さず転出していた者については、第４条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合

（雑則）

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、福島県と国見町が協議して定める。

附　則

この告示は、令和６年10月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 出発地 | 基準額 |
| 地方 | 都道府県 | 交通費 | 移転費 |
| 北海道 | 北海道 | 25,000円 | 108,000円 |
| 東北 | 青森県 | 13,000円 | 81,000円 |
| 岩手県 | 9,000円 | 66,000円 |
| 宮城県 | 3,000円 | 53,000円 |
| 秋田県 | 12,000円 | 81,000円 |
| 山形県 | 3,000円 | 53,000円 |
| 北関東 | 茨城県 | 7,000円 | 66,000円 |
| 栃木県 | 6,000円 | 66,000円 |
| 群馬県 | 12,000円 | 81,000円 |
| 首都圏 | 埼玉県 | 8,000円 | 66,000円 |
| 千葉県 | 9,000円 | 81,000円 |
| 東京都 | 8,000円 | 66,000円 |
| 神奈川県 | 10,000円 | 81,000円 |
| 甲信越 | 山梨県 | 12,000円 | 81,000円 |
| 新潟県 | 17,000円 | 108,000円 |
| 長野県 | 14,000円 | 81,000円 |
| 北陸 | 富山県 | 20,000円 | 108,000円 |
| 石川県 | 20,000円 | 108,000円 |
| 福井県 | 21,000円 | 108,000円 |
| 東海 | 愛知県 | 18,000円 | 108,000円 |
| 岐阜県 | 19,000円 | 108,000円 |
| 静岡県 | 14,000円 | 81,000円 |
| 三重県 | 20,000円 | 108,000円 |
| 近畿 | 大阪府 | 21,000円 | 108,000円 |
| 京都府 | 20,000円 | 108,000円 |
| 兵庫県 | 21,000円 | 108,000円 |
| 滋賀県 | 21,000円 | 108,000円 |
| 奈良県 | 21,000円 | 108,000円 |
| 和歌山県 | 23,000円 | 108,000円 |
| 中国 | 鳥取県 | 26,000円 | 113,000円 |
| 島根県 | 27,000円 | 113,000円 |
| 岡山県 | 24,000円 | 113,000円 |
| 広島県 | 26,000円 | 113,000円 |
| 山口県 | 28,000円 | 113,000円 |
| 四国 | 徳島県 | 27,000円 | 113,000円 |
| 香川県 | 25,000円 | 113,000円 |
| 愛媛県 | 28,000円 | 113,000円 |
| 高知県 | 28,000円 | 113,000円 |
| 九州 | 福岡県 | 30,000円 | 113,000円 |
| 佐賀県 | 32,000円 | 121,000円 |
| 長崎県 | 34,000円 | 121,000円 |
| 熊本県 | 34,000円 | 121,000円 |
| 大分県 | 32,000円 | 121,000円 |
| 宮崎県 | 35,000円 | 121,000円 |
| 鹿児島県 | 37,000円 | 121,000円 |
| 沖縄 | 沖縄県 | 38,000円 | 121,000円 |

第１号様式から第３号様式までを次のように改める。

第１号様式（第５条関係）

〔別紙参照〕

第２号様式（第５条関係）

〔別紙参照〕

第３号様式（第５条関係）

〔別紙参照〕

第３号様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第５条関係）

〔別紙参照〕

第５号様式から第８号様式までを次のように改める。

第５号様式（第５条関係）

〔別紙参照〕

第６号様式（第６条関係）

〔別紙参照〕

第７号様式（第８条関係）

〔別紙参照〕

第８号様式（第９条関係）

〔別紙参照〕